

担当	福井労働局労働基準部賃金室 室長 丸葉 勝彦 室長補佐 木村 和晴 電話 0776-22-2691
----	--

福井県最低賃金は10月1日から 「時間額754円に引き上げられます」 —現行732円を22円引上げ—

福井労働局長（早木 武夫）は、本日付で官報公示を行い、平成28年10月1日から福井県最低賃金を現行時間額から22円引き上げ、1時間754円に改正する。

福井労働局が本年6月に実施した最低賃金に関する基礎調査結果では、福井県最低賃金を22円引き上げることによる県内の影響は、約9千人の労働者に及ぶと推定される。

地域別最低賃金である「福井県最低賃金」は、福井県内の事業場で働くすべての労働者に適用される。福井労働局では、改正される最低賃金額について、あらゆる機会をとらえて周知することとしている。

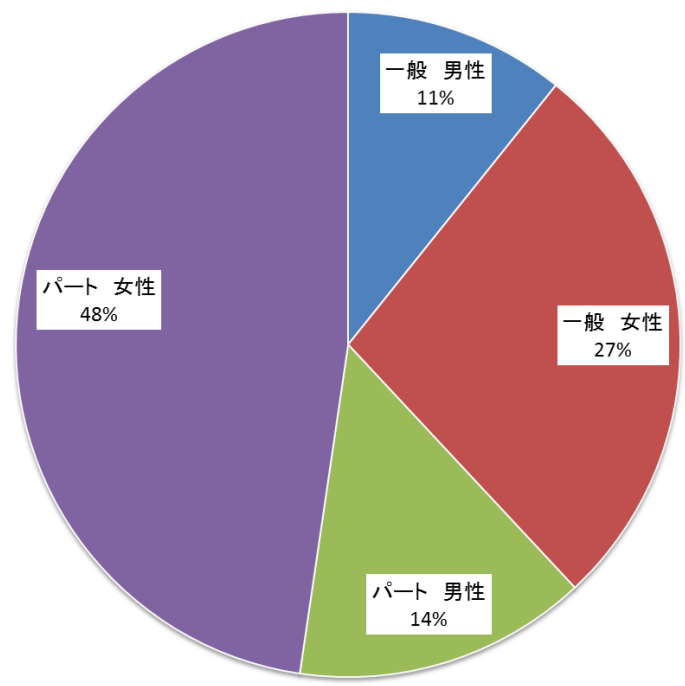
福井県最低賃金の22円引上げによる影響労働者の内訳

平成28年度最低賃金に関する基礎調査(福井労働局)

調査地域: 福井県内

調査対象事業所:
○製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業(常時100人未満の民営事業所)
○卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、その他サービス業(常時30人未満の民営事業所)

調査労働者: 調査事業所に雇用される労働者 約7,700人



調査結果

影響率: 6.7%

推定される影響労働者数: 約9,000人(※)

※平成26年経済センサスからの推計